

# 寄 附 行 為

財団法人下関市水道サービス公社

# 財団法人 下関市水道サービス公社寄附行為

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人下関市水道サービス公社(以下「公社」という。)という。

(事務所)

第2条 公社は、主たる事務所を下関市春日町8番1号に置く。

2 事業遂行上必要ある場合、従たる事務所として出張所又は事業所を設けることができる。

(目的)

第3条 公社は、下関市における水道の円滑な普及と適正かつ合理的な維持管理を行うために必要な事業を行い、もって下関市水道事業の合理的かつ経済的な運営と市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 公社は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 水道事業に係る調査、研究及び普及宣伝に関すること。
- (2) 給水装置の適正管理等に係る調査、指導並びに広報及び広聴に関すること。
- (3) 水道技術者等の養成に必要な教育及び指導訓練に関すること。
- (4) 下関市から委託を受けて行う水道料金等徴収業務、水道施設等の維持管理業務その他水道事業に関すること。
- (5) その他公社の目的を達成するために必要な事業。

## 第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 公社の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は基本財産及び運用財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、公社の目的を達するためにやむを得ない理由があるときは、理事会において、理事総数の4分の3以上の同意を得、かつ、山口県知事の承認を得てこれを処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 公社の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(事業計画及び収支予算)

第11条 公社の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が調製し、毎事業年度開始前に、理事会の議決により定めなければならない。

2 前項の規定により定めた事業計画及び収支予算は、理事会の議決により変更することができる。

(収支決算)

第12条 公社の収支決算は、毎事業年度終了後速やかに理事長が調製し、次に掲げる書類とともに監事の監査に付し、監事の意見を付けて事業年度終了後2か月以内に理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支に関する決算書類
- (3) 財産目録
- (4) その他必要な附属書類

2 理事長は、監査報告書及び前項に規定する書類について理事会の承認を得た後、これを公社の事務所に備え付けておかななければならない。

(剰余金の処分)

第13条 会計年度の終りにおいて剰余金を生じたときは、欠損の補てんにあて、なお剰余金があるときは、理事会の議決により翌年度に繰り越すか、又は、基本財産に繰り入れなければならない。

### 第3章 役員等

(役員)

第14条 公社に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 理事 6人以上9人以内 (理事長を含む。)
- (3) 監事 2人

2 理事の内に、必要に応じ専務理事及び常務理事を置くことができる。

(選任)

第15条 理事及び監事は、下関市長が任命する。

- 2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選により定める。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第16条 理事長は、公社を代表し、業務を統轄する。

- 2 専務理事は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を行う。
- 3 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐し、理事長及び専務理事共に事故があるとき若しくは欠けたとき又は専務理事を置かないときは、その職務を行う。
- 4 理事は、理事会を構成し、業務に必要な事項を審議し決定する。
- 5 監事は、民法(明治29年法律第89号)第59条に定める職務を行う。

(任期)

第17条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、理事

総数の3分の2以上の同意により、これを解任することができる。ただし、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第19条 常勤の役員には、職務に関し報酬を支給することができる。

- 2 常勤の役員には、職務を行うため要する費用を弁償することができる。
- 3 常勤の役員の報酬及び費用弁償に関して必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

## 第4章 理 事 会

(構成)

第20条 理事会は、理事をもって構成する。

(議決事項)

第21条 理事会は、この寄附行為の別に定めるもののほか、公社の運営に関する重要な事項を議決する。

(招集)

第22条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事総数の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示し請求があったときは、理事長は、速やかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第23条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第24条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第25条 理事会の議事は、この寄附行為に規定するもののほか、出席理事（議長を除く。）の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ

通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

2 緊急の場合又は軽易な事項については、理事長は書面による賛否を求めて理事会の議決にかえることができる。

(監事の出席)

第27条 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 会議に出席した理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

2 議事録には、出席理事のうちからその理事会において選出された議事録署名人2人以上が、議長とともに署名しなければならない。

## 第5章 事務局

(事務局)

第29条 会社の業務を処理するため事務局を置く。

2 事務局に必要な職員を置く。

3 事務局に関する規程は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

## 第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第30条 この寄附行為は、理事会において理事総数の3分の2以上の同意を得、山口県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第31条 会社は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、理事総数の4分の3以上の同意を得、山口県知事の許可があったときに解散する。

(残余財産の帰属)

第32条 会社が解散した場合に存する残余財産は、下関市上下水道局に帰属さ

せるものとする。

## 第7章 雑 則

### (委 任)

第33条 この寄附行為の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

### 附 則

- 1 この寄附行為は、山口県知事の設立許可のあった日（以下「許可日」という。）から施行する。
- 2 会社の設立当初の役員は、第15条の規定にかかわらず附則別表役員名簿のとおりとし、その任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、平成3年3月31日までとする。
- 3 会社の設立当初の事業年度は、第10条の規定にかかわらず、許可日から平成2年3月31日までとする。
- 4 会社の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第11条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

### 附 則

この寄附行為は、平成 2年 9月 1日から施行する。

### 附 則

この寄附行為は、平成17年10月 1日から施行する。

### 附 則

この寄附行為は、平成21年 4月 1日から施行する。